

論点③ 期待される役割を踏まえた評価の見直し

論点③

- 令和6年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率の低い介護予防看護の初回加算（Ⅰ）についてどのように考えるか。
- 訪問看護ステーションの理学療法士等による訪問看護は、累次の改定で見直しを行ってきたところだが、訪問看護の役割をふまえた評価についてどのように考えるか。
- 看護体制強化加算に関する附則において経過措置を設けているが、令和8年度時点では猶予している自治体（調査時点における被災地を除く。）はない等の実態を踏まえ、経過措置の延長についてどのように考えるか。

対応案

- 算定率の低い介護予防訪問看護の初回加算（Ⅰ）について、簡素化してはどうか。
- 訪問看護ステーションの理学療法士等による訪問看護について、訪問看護の役割を踏まえたサービスを適切に評価する観点から、サービスの提供体制や実績等を踏まえた評価の見直しについてどのように考えるか。
- 看護体制強化加算に関する附則に設けられた経過措置を終了することとしてはどうか。

4. (1) ② 理学療法士等による訪問看護の評価の見直し

令和6年度
介護報酬改定

概要

【訪問看護★】

- 理学療法士等による訪問看護の提供実態を踏まえ、訪問看護に求められる役割に基づくサービスが提供されるようにする観点から、理学療法士等のサービス提供状況及びサービス提供体制等に係る加算の算定状況に応じ、理学療法士等の訪問における基本報酬及び12月を超えた場合の減算について見直しを行う。【告示改正】

単位数

- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合
 <改定前> なし
 
 <改定後> 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。（新設）
- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（介護予防）
 <改定前> なし
 
 <改定後> 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。（新設）
- 12月を超えて行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。
 
 12月を超えて行う場合は、介護予防訪問看護費の減算（※）を算定している場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算し、介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。（変更）
 ※厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合の8単位減算

算定要件等

- 次に掲げる基準のいずれかに該当すること（新設）
 - イ 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。
 - ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。

訪問看護ステーションの理学療法士等による訪問看護の単位数

社保審－介護給付費分科会
第259回（R8.6.29）

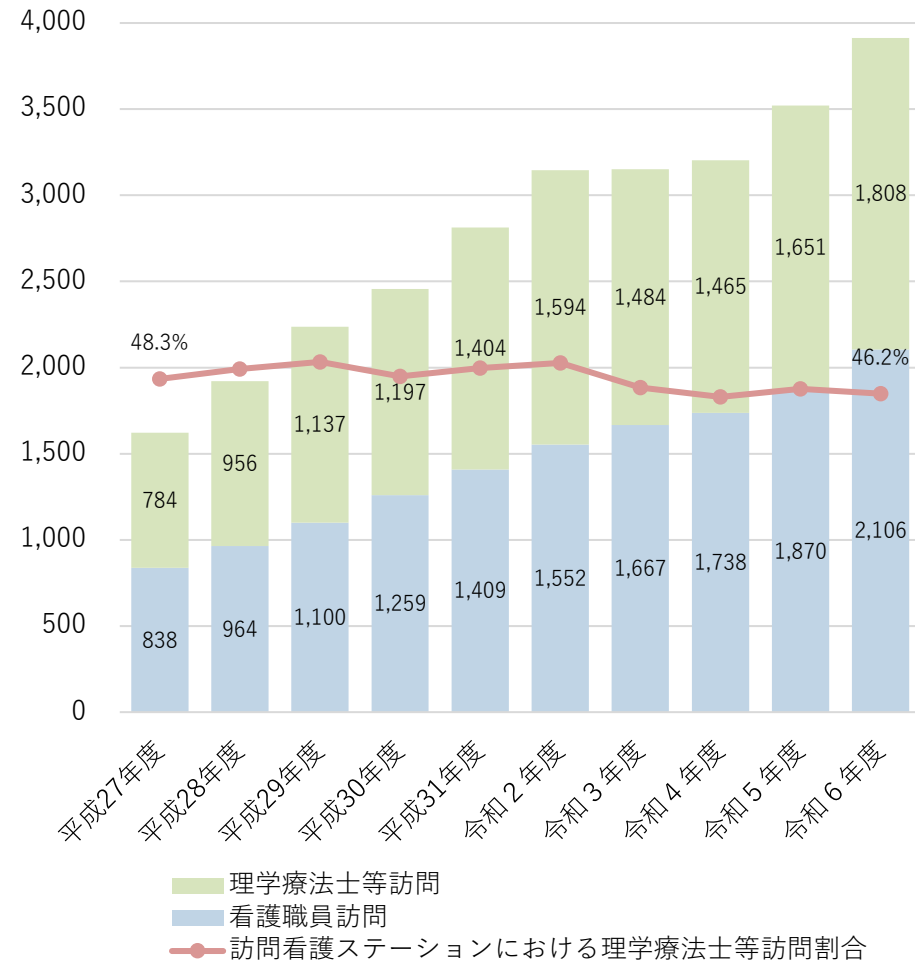
資料3

○訪問看護ステーションにおける理学療法士等による介護予防訪問看護の算定割合は、近年横ばいで推移しているが、単位数は増加しており、訪問看護の割合・単位数も同様の傾向である。

■理学療法士等による介護予防訪問看護の単位数(基本単価)

要支援

(百万単位)

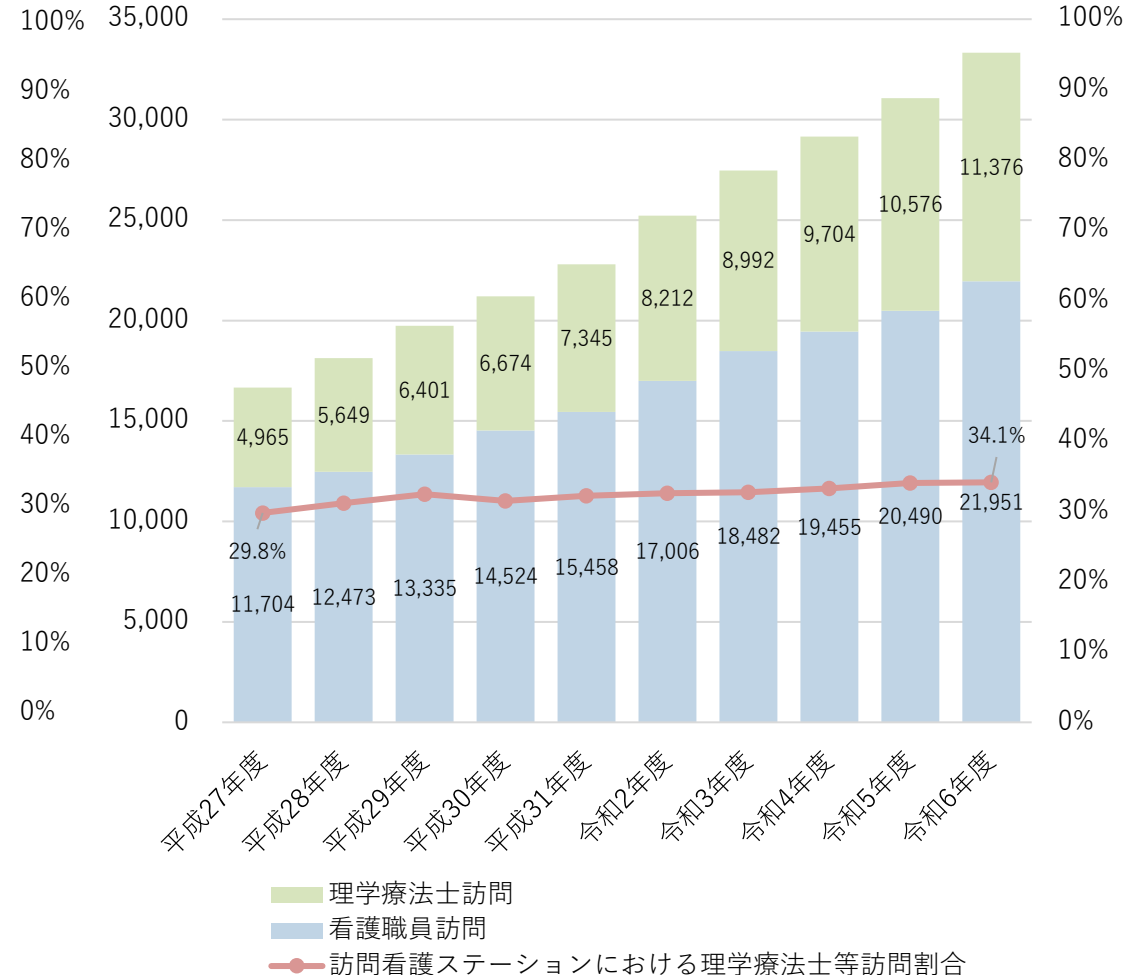


※理学療法士等による訪問単位数/訪問看護ステーション総訪問単位数×100

■理学療法士等による訪問看護の単位数(基本単価)

要介護

(百万単位)



理学療法士訪問
看護職員訪問
訪問看護ステーションにおける理学療法士等訪問割合

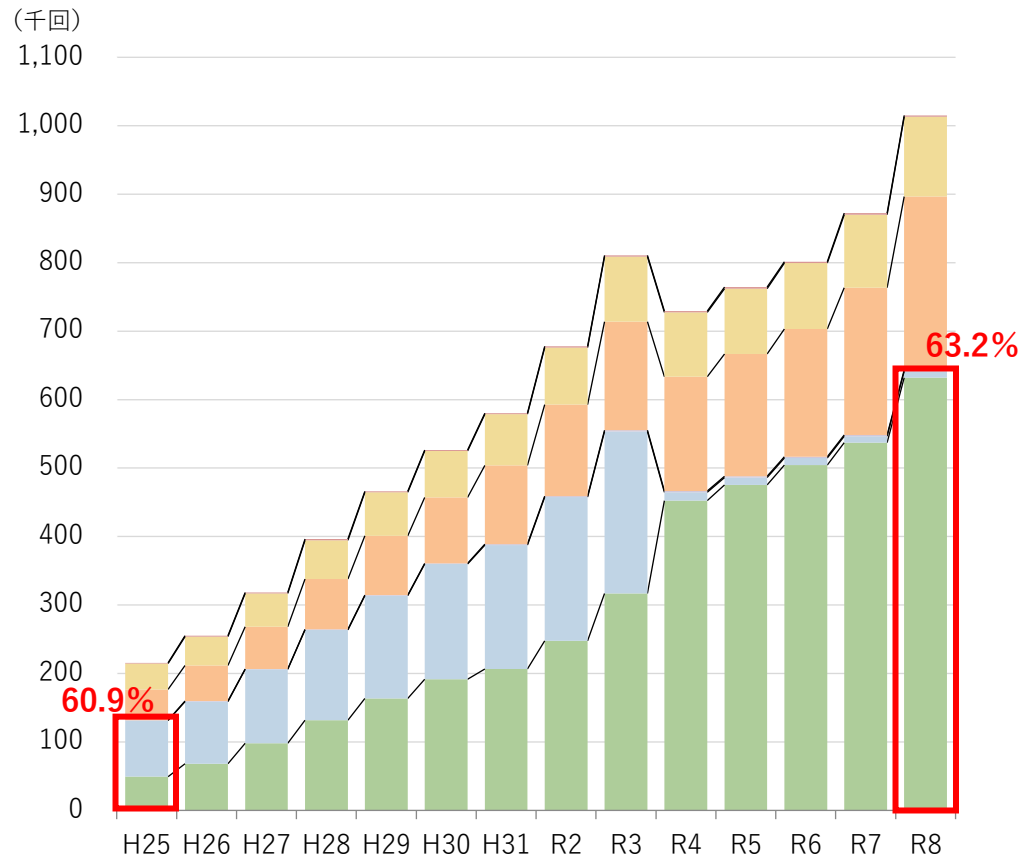
【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（5月審査分～翌年4月審査分）より老健局老人保健課にて作成

49

所要時間別の訪問回数の推移

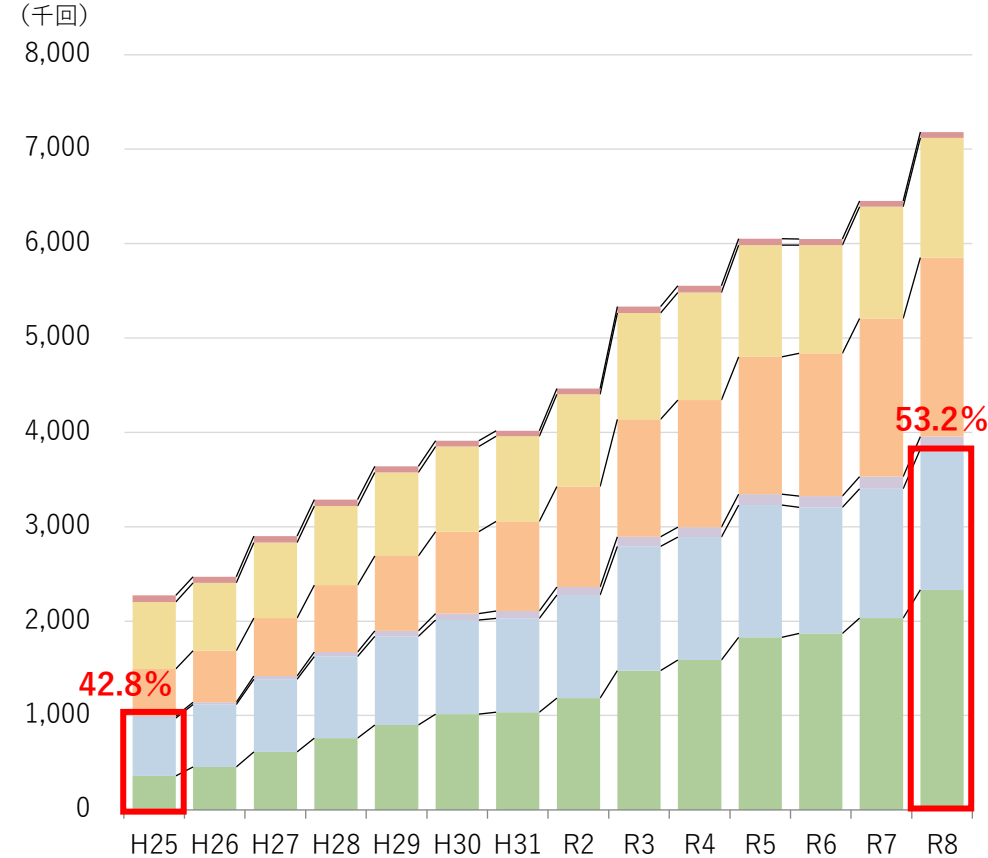
○訪問看護における理学療法士等による訪問回数の割合は増加傾向にあり、介護予防訪問看護では約63%、訪問看護では約53%を占めている。

■介護予防訪問看護



- 看護職員による訪問 (1時間～1時間30分)
- 看護職員による訪問 (30分以上～1時間未満)
- 看護職員による訪問 (30分未満)
- 看護職員による訪問 (20分未満)
- 理学療法士等による訪問 (1日2回超)
- 理学療法士等による訪問 (1日2回以下)

■訪問看護



- 看護職員による訪問 (1時間～1時間30分)
- 看護職員による訪問 (30分以上～1時間未満)
- 看護職員による訪問 (30分未満)
- 看護職員による訪問 (20分未満)
- 理学療法士等による訪問 (1日2回超)
- 理学療法士等による訪問 (1日2回以下)

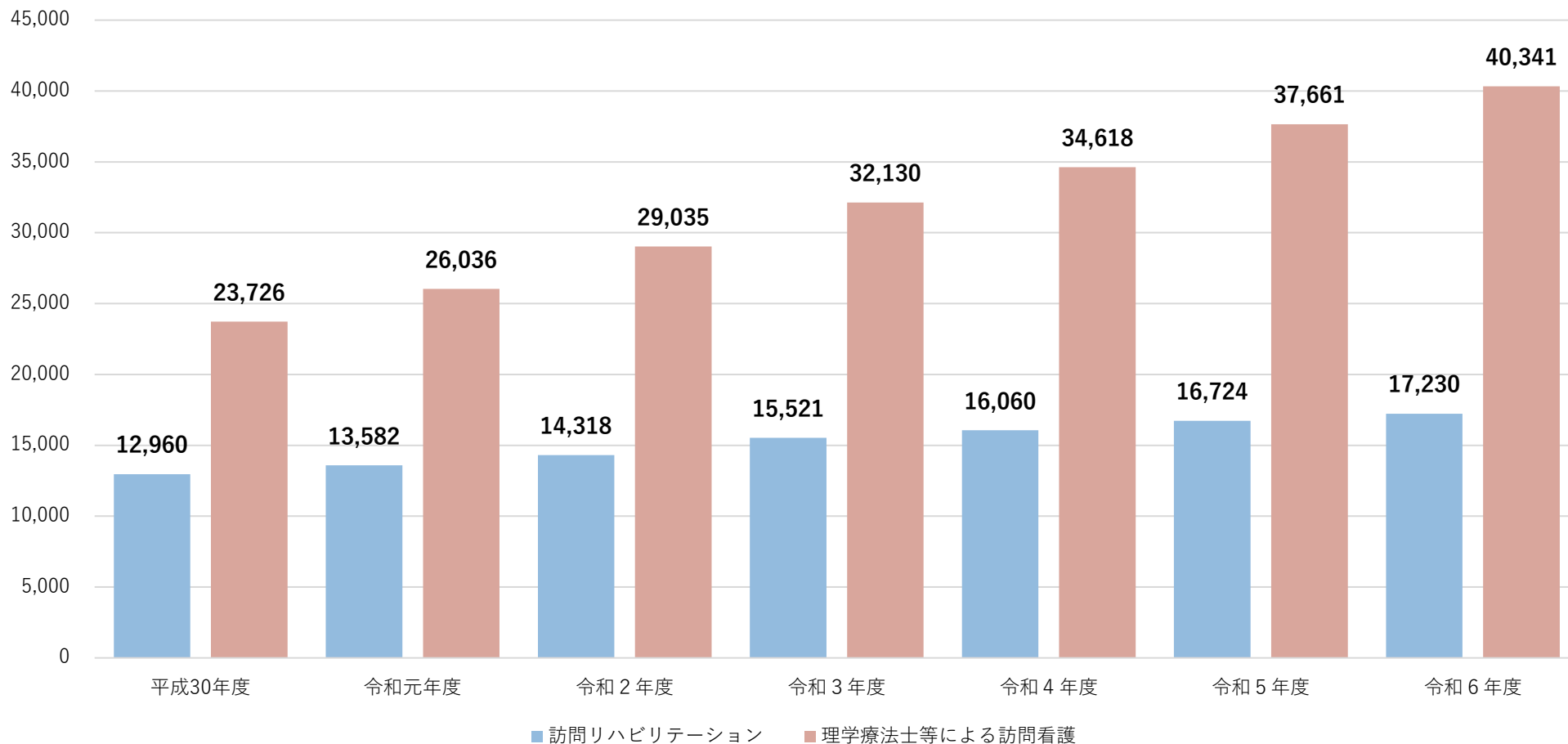
【出典】 介護給付費等実態統計 (旧：介護給付費等実態調査) (各年4月審査分) (平成24年のみ5月審査分)

理学療法士等による訪問看護と訪問リハビリテーションの算定回数

○平成30年度と比較し、訪問看護ステーションの理学療法士等による訪問看護の算定件数は約1.7倍、訪問リハビリテーションの算定回数は約1.3倍となっている。

■理学療法士等による訪問看護と訪問リハビリテーションの算定回数

(千件)



※事業所からの請求時点の数値を集計している。
※総数には、月の途中で要介護から要支援に変更となった者を含む。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）報告（各年5月審査分～翌年4月審査分）より老健局老人保健課にて作成 51